

## 平成28年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 平成29年 3月15日 (水) 午前10時45分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第54号議案 平成29年度組織改編等に係る関係規程の改正 …… 1

第55号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定 …… 4

<非>第56号議案 平成29年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 …… 非

<非>第57号議案 平成29年度教職員人事異動 …… 非

<非>第58号議案 教職員の懲戒処分 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

## 第 54 号議案

### 平成 29 年度組織改編等に係る関係規程の改正

平成 29 年度の組織改編及び職位の見直し並びに平成 28 年度の休暇制度の改正等によって必要となる以下の規程の改正を行う。

- 1 静岡県教育委員会事務局内部組織規則
- 2 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則
- 3 静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則
- 4 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則
- 5 静岡県教育委員会事務決裁規程
- 6 静岡県教育委員会文書管理規程
- 7 静岡県教育委員会事務局処務規程
- 8 静岡県立学校処務規程

平成 29 年 3 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

## ＜第 54 号議案 概要＞

### 平成 29 年度組織改編等に係る関係規程の改正

#### 1 改正の理由

以下の規程について、平成 29 年度の組織改編及び職位の見直し並びに平成 28 年度の休暇制度の改正等によって必要となる改正を行う。

#### 2 改正の内容

##### (1) 静岡県教育委員会事務局内部組織規則

- ア 平成 30 年の全国高等学校総合体育大会の開催準備のため、健康体育課に全国高校総体準備室を設置する。
- イ 「指導監」、「人事監」等の職を設置する。
- ウ 新たな班制の導入に伴い、「担当」、「係」を「班」に再編する。
- エ その他、各所属の所掌事務の見直しに伴い、必要な改正を行う。

##### (2) 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則

- ア 新たな班制の導入に伴い、「課一班一担当」体制を、「部一課一班」体制に再編成する。
- イ 職位の見直しに伴い、新たな職を設置する。

##### (3) 静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則

- ア 新たな班制の導入に伴い、「係」を「班」に再編する。
- イ 職位の見直しに伴い、新たな職を設置する。

##### (4) 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則

- ア 新たな班制の導入に伴い、「班」を設置する。
- イ 職位の見直しに伴い、新たな職を設置する。

##### (5) 静岡県教育委員会事務決裁規程

- ア 職位及び各所属の所掌事務の見直しに伴い、専決区分を整理する。
- イ 学校事務職員の人事管理を教育総務課の専決とする。
- ウ 新たな休暇制度に係る専決区分を規定する。
- エ その他、業務の実態を踏まえ、必要な改正を行う。

(6) 静岡県教育委員会文書管理規程

- ア 組織改編及び高等学校再編に伴い、文書記号を整理する。
- イ 高等学校の学校番号の振り直しを行う。
- ウ その他、職位の見直し等に伴い、必要な改正を行う。

(7) 静岡県教育委員会事務局処務規程

- ア 休暇制度の改正及び新設に伴い、申請様式等を規定する。

(8) 静岡県立学校処務規程

- ア 休暇制度の改正及び新設に伴い、申請様式等を規定する。
- イ その他、業務の実態を踏まえ、必要な改正を行う。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第 55 号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を別冊のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

第24回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	未来の学校「夢」プロジェクト中間報告	1
2	静岡県幼児教育ポータルアプリに開発・配信	2
3	「組体操」における事故防止のための指導上の留意点	3
4	静岡県指定文化財の指定	4
配付 報告	ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰 感謝状贈呈	6
	県立青少年教育施設指定管理者外部評価委員会概要	7
	日中青年代表交流（静岡県・浙江省友好提携 35 周年記念事業）	13
	静岡県いじめ問題対策連絡協議会・静岡県いじめ問題対策本部	14
5	<非>平成 29 年度新規採用教職員、再任用教職員の決定	非

## 未来の学校「夢」プロジェクト中間報告

---

(義務教育課)

教職員の多忙化解消に向け、教員が子どもと向き合える時間を確保し、教員一人ひとりが持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくため、平成28年度から3年計画で未来の学校「夢」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を立ち上げた。県内4市町教育委員会をプロジェクト推進地区（小中学校計4校をモデル校）に指定して、教職員の多忙化解消に向け、研究を行った。

本プロジェクトは3年間の取組であるが、成果や取組の好事例などを紹介し、プロジェクトの成果を広く県内の学校現場に普及するため、今年度末の段階で中間的な取りまとめを報告する。

(件名)

### 静岡県幼児教育ポータルアプリの開発・配信

(義務教育課 幼児教育推進室)

#### 1 目的

幼稚園教諭、保育士、行政職員などを対象に幼児教育に関わる情報発信を強化することで、県内幼児教育の充実を図る。

子育て世代の保護者を対象に、子育てに関する情報を発信することにより、子育てに関する不安感や孤独感の解消を図ることに寄与する。

#### 2 内容

##### (1) 子育てスマート相談

子育て世代の保護者を対象に子育てのヒントになりそうなコラムを掲載

##### (2) お役立ちリンク

子育てに役立つサイトのリンク集

##### (3) お知らせ

幼児教育推進室の研修会情報など幼児教育に関する最新情報を随時掲載

#### 3 配信までのスケジュール

平成28年12月 コンテンツ設計・デザイン開発・原稿作成

平成29年1月 デザイン決定、データ入力

平成29年2月 デバック(テスト)アプリ公開申請

平成29年3月 配信調整、配信(3月末)



#### 4 その他

- ・ 広報用チラシを第2回市町幼児教育担当者会(平成29年2月15日開催)等の会合で配布
- ・ 平成29年4月初めに、静岡県内全ての園に広報用チラシを配布



**「組体操」における事故防止のための指導上の留意点**

---

(健康体育課)

「組体操」における事故防止のための指導上の留意点について、別添のとおり作成したので報告する。

## 静岡県指定文化財の指定

(文化財保護課)

### 1. 概 要

静岡県教育委員会は、平成29年3月13日（月）に開催された静岡県文化財保護審議会の答申を受け、下記の県指定文化財の指定を決定した。

今回の指定により県指定文化財の総数は549件、有形文化財は325件（考古・歴史資料27件）、無形文化財は1件、民俗文化財は58件（無形48件）、記念物は165件（天然記念物123件）となった。

### 2 県指定文化財の指定

#### (1) 清水天王山遺跡出土遺物一括（しみずてんのうさんいせきしゅつどいぶついつかつ）

ア 種 別 有形文化財（考古資料の部）

イ 員 数 2205点

ウ 年 代 縄文時代～弥生時代

エ 所 在 地 静岡市清水区横砂東町（静岡市埋蔵文化財センター）

オ 指定基準 考古資料の部 1, 2

- ・ 土器、石器、土製品、木製品、骨角器などの多様な遺物で、縄文時代後期～弥生時代初頭の集落の生活の様子や風習を知る上で貴重
- ・ 縄文時代後期～晩期の土器群は「清水天王山式」と呼ばれ、静岡県東部から山梨県にかけての標式的な資料であり、学術上極めて重要



(2) 海名野神明神社の人形三番叟 (かいなのしんめいじんじゃのにんぎょうさんばそう)

- ア 種 別 無形民俗文化財 (民俗芸能)  
イ 所在地 賀茂郡西伊豆町中 神明神社  
ウ 保持団体 勇義社 (ゆうぎしゃ)  
エ 指定基準 無形民俗文化財 2 民俗芸能 (2), (3)

- ・ 人形を操って演じる三番叟は伝承数が少なく、その中でも一人遣いの人形の操法は県内で唯一
- ・ 人形三番叟の操法の変遷過程を考える上でも貴重な事例



(3) 精進川の大カシワ (しょうじんがわのおおかしわ)

- ア 種 別 天然記念物 (植物)  
イ 員 数 1本  
ウ 所在地 富士宮市精進川  
エ 所有者 個人  
オ 指定基準 天然記念物 2 植物 (1)

- ・ 樹高(15.5m)、目通り(315cm)、枝張り(東西22.5m、南北11m)ともに規模を有するものは、貴重で県内随一
- ・ 樹勢は極めて良好



3 今後の予定

静岡県公報での告示により効力発生(平成29年3月予定)

(件名) ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰 感謝状贈呈

(社会教育課)

1 趣旨

働く親が安心して家庭教育を行えるよう、他の事業者の模範となる取組を行って家庭教育支援を積極的に進めた事業者に対し、教育長が感謝状を贈呈し、家庭教育支援の気運を高める。

2 感謝状贈呈式

- (1) 日 時：平成 29 年 3 月 14 日 (火) 午前 11 時から
- (2) 会 場：県庁西館 7 階 教育長室
- (3) 参列者：教育長、教育次長、教育監、社会教育課長、感謝状贈呈事業者

3 感謝状を受ける事業者

事業者名	取組内容	ふじのくに家庭教育応援企業宣言
静岡県 わた寝具 商工組合	(1) 子どもの早寝早起きに関する生活習慣を改善する「睡眠講座講演会」を、組合員対象の研修会において実施。 (2) 「家庭の日」の設定を推進し、組合員に家庭教育応援を指導。会員企業による家庭教育応援企業登録 13 社。	「家庭の日」で、家族がコミュニケーションを深めることを推進し、組合員に家庭教育応援を指導します。
富士宮 商工会議所 青年部	(1) 「経営者のための家庭教育支援導入セミナー」を、静岡労働局職業安定部職業安定課と連携して実施。 (2) 静岡県家庭教育支援条例の主旨に基づきながら、会員企業に対して家庭教育支援を奨励。会員企業による家庭教育応援企業登録 7 社。	青年部の活動は、家族の理解があつてこそ成り立ちます。静岡県の家庭教育支援条例の主旨に基づきながら、自企業の発展や産業の振興を図っていくために、会員企業に対して積極的な家庭・学校・地域行事等への参画を奨励し、家族とのコミュニケーションを深めることを推進します。
日本生命保険 相互会社 沼津支社	(1) 子どもの早寝早起きに関する生活習慣を改善する「睡眠講座」を、職員対象の研修会において実施。 (2) 毎週水曜日の定時退社日を「家庭の日」として設定し、家族がコミュニケーションを深めることを推進。	毎週水曜日の定時退社日を「家庭の日」とし、家族がコミュニケーションを深めることを推進します。
オタフクソース 株式会社	(1) 「お好み焼甲子園レシピコンテスト」を開催し、家族がコミュニケーションをとりながら食事するための食育活動を実施。 (2) 「家庭の日」ポスターを掲示し、家庭の日を広報。	お好み焼甲子園レシピコンテストをとおして、家族のお好コミュニケーションを深めることを推奨します。
株式会社 静鉄ストア	(1) 「お好み焼甲子園レシピコンテスト」を開催し、家族がコミュニケーションをとりながら食事するための食育活動を実施。 (2) 「家庭教育を考える強調月間」や「家庭の日」を啓発する資料を作成し、店頭配布。 (3) 「家庭の日」を設定し、静鉄ストアの健康宣言で家庭教育支援を推進。	「家庭の日」を設定し、家族がコミュニケーションを深めることを推進します。しずてつストアの「健康宣言」/健康な従業員が気持ちの良い挨拶と心からの笑顔で接し、家族・地域の皆様が健康で過ごせますよう、安心・安全・健康・美味しい・楽しい商品をお届けします。

4 贈呈事業者の選定

実施要項に基づき、平成 29 年 2 月 24 日の家庭教育支援推進委員会において選定を実施。

## 県立青少年教育施設指定管理者外部評価委員会概要

(社会教育課)

### 1 指定管理者外部評価委員会の目的

指定管理者による管理、運営及び事業が県の施設として健全に行われているか評価を行い、適切な管理運営や提供するサービスの向上を図る。

### 2 委員

役職	立 場	氏 名	所 属	経 験
委員長	学 識 経 験 者	瀬戸 知也	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	5年
委員	利用者代表 (学校)	井出 暢一	富士宮市立人穴小学校 校長	3年
委員	利用者代表 (学校)	青木 篤郎	浜松市立三ヶ日中学校 校長	2年
委員	危機管理専門家	池田 浩敬	常葉大学社会環境学部 教授	3年
委員	海洋活動専門家	鉄 多加志	東海大学海洋学部 講師	5年
委員	野外活動専門家	脇坂 茂	日本ボートカブ静岡県連盟 事務局長	2年
委員	財 務 専 門 家	兼高 則之	公認会計士兼高会計事務所	4年

### 3 評価の視点及び評価の材料

#### 【 評価の視点 】

- ・ 管理運営が適切に行われているか。
- ・ 利用者へのサービスの向上が図られているか。

#### 【 評価の材料 】

- ・ 各種報告書 (収支状況、維持管理、利用状況、施設運営、事業運営 等)
- ・ 利用者アンケート及びモニター調査 (学校利用、団体利用、主催事業 等)
- ・ 現地視察 (施設の管理状況、利用者の活動状況の視察)

### 4 委員会開催状況

	開 催 日	会 場	協 議 内 容
第1回	9月27日(火)	朝霧野外活動センター	ヒアリング、評価資料確認等
第2回	11月18日(金)	三ヶ日青年の家	ヒアリング、評価手順確認等
第3回	2月15日(水)	西館7階第1会議室	平成28年度の評価決定

### 5 評価結果

- (1) 三ヶ日青年の家 年度評価結果 (別紙1)
- (2) 朝霧野外活動センター年度評価結果 (別紙2)

### 6 その他

外部評価委員会による評価結果は、3月10日に教育長、教育次長に報告し了承を得た。また、同日指定管理者にも評価および要望項目について伝達し、次年度の運営へ反映させるよう要望した。

## 平成 28 年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会 評価結果

＜三ケ日青年の家指定管理者：三ケ日フィールドパートナーズ＞

## ◇ 9段階評価ポイント

評 価 項 目		評価ポイント		
		28年度	27年度	26年度
評価の総括		A	A-	B+
項 目 別 評 価	①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A-	A	B+
	②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A-	A-	A-
	③青少年の健全な育成を図る事業の運営	A	A-	B+
	④学校利用への適切な対応	A	A-	B+
	⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A	A	A-
	⑥安全な海洋活動実施のための取り組みについて	A-	A-	B+

(参考) 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	ABCに対し、必要に応じて+の付加記号を付ける。
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	

## ◇ 評価の総括 【9段階評価 A+ A A- B+ B B- C+ C C-】

- ・利用者からは全般的に高い評価を得ており、概ね適切な管理・運営が行われている。施設職員の対応についての評価も高いことから、青少年教育施設としての信頼を回復してきていると言える。
- ・「教育施設」としての役割を意識しつつ、安全・安心を最優先に考え、その体制づくりに努めている。三ケ日フィールドパートナーズはこの3年間、安全体制構築、海洋活動再開に注力してきた面があるが、「守りの運営」ではなく「攻めの運営」を展開することにより安全・安心な施設を作り上げようとしてきたことは大いに評価できる。今後は、静岡県が誇れる「海洋活動施設」となっていくことを期待したい。
- ・財務関係については、経費の見直しに努めると同時に、なお一層の利用料金収入の増加に努めて頂きたい。また、三ケ日フィールドパートナーズの構成企業の1社が、3期連続債務超過の状況だが期間利益は確保されており、安定的な事業継続には支障がないと考える。

## ◇ 要望項目

1. 施設を提供する側と利用者との視点の違いが不満につながるケースが見られるため、利用者側の視点に立った施設・設備の管理や利用方法の見直しを進めてほしい。
2. 施設職員の対応については高い評価を得ている反面、職員間の情報共有や意思疎通がされていないことを利用者から指摘されている面もある。職員間の共通理解を徹底する体制の構築をお願いしたい。
3. 食堂運営に関して、アレルギー対応がしっかりできているという意見と、不十分という意見とがあるので、アレルギー対応は完璧に行うよう改善していただきたい。
4. これからの海洋活動においては、小学生や未就学児等、低年齢の利用者の増加も予想されるため、利用者の年齢に応じたよりきめ細かな安全指導のあり方を検討してもらいたい。焼津青少年の家との連携等により、安全管理体制のレベルアップを進めてほしい。

## ◇ 項目別評価

## ①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理 [ 9段階評価 A- ]

- ・指定管理者モニター調査では、施設内の整理整頓や食堂の使いやすさの項目で、昨年度より評価が高まっており、全体として高い評価が得られている。一方で、利用者から体育館器具庫の整理整頓の要望など、施設管理に関する指摘もあり、利用者の視点に立った改善の余地はまだある。
- ・施設の老朽化、トイレの洋式化への対応など、県とも協議をしながら今後もよりきめ細かな対応を続けていただきたい。

## ②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営 [ 9段階評価 A- ]

- ・施設職員の真摯で丁寧な対応に対し、利用者からは高い評価を得ている。ただ、一部で「打ち合わせ時間が長い」等の意見もあるため、事前で打ち合わせすべきことと当日説明すべきことの整理をし、さらに安全・安心な施設運営を目指してレベルアップをしてもらいたい。
- ・食堂運営に対する評価は、昨年度と比較して努力の跡が見られる。今後は、地産地消や県産品利用など、「食育」の場としての活用も期待したい。

## ③青少年の健全な育成を図る事業の運営 [ 9段階評価 A ]

- ・立地条件を生かした事業が計画的に展開されており、利用者からの評価も高いことから、概ね事業内容は妥当であり、成果を挙げていると思われる。
- ・今年度から海洋活動が再開されたことで、徐々に「三ケ日」らしさと、その評価が聞けるようになってきた。来年度からダブルハルカヌーが導入されることに伴い、新たな事業内容の提案も期待される。安全体制や教育的効果を高めるために県内の学生や近隣の人材の協力も得ながら、積極性をもって成果を上げて欲しいと考える。

## ④学校利用への適切な対応 [ 9段階評価 A ]

- ・学校利用団体から、事前打合せの説明が親切で丁寧であるという意見をいただいている。また、当日の利用者への接し方・支援の仕方も適切であり、対応については高い評価を得ている。
- ・地域と連携した事業展開と地元中学生ボランティアの受入れにより、身近な社会教育施設としてのイメージができてきている。学校だけではなく、広く利用されるための広報活動にも力を入れている。
- ・海洋活動安全対策マニュアルの整備や指導訓練・緊急時対応訓練の実績により、学校利用団体の研修目的が十分達成できることが期待できる。

## ⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開 [ 9段階評価 A ]

- ・青少年のあらゆる層を想定した事業を企画し、社会教育施設としての意義を発揮すべく「人と人のかかわり」を大切に、地域社会とも連携を深めている事は大いに評価できる。
- ・今後も現状に甘んじることなく、海洋活動も野外活動もできる利点を生かし、三ケ日ならではの新しいプログラムを提供し、新しい展開を示すことで利用満足度を更に高めていくことを期待したい。

## ⑥安全な海洋活動実施のための取り組みについて [ 9段階評価 A- ]

- ・安全な海洋活動実施のために、安全面に関する慎重な準備や配慮がなされていた点は評価できる。今後も、これまで研鑽を積み構築・蓄積してきた知識やスキル、育成された人材の活用を最大限発揮し、安全・安心な海洋活動の提供のため、最善を尽くしていただきたい。
- ・今年度の海洋活動実施団体から、安全面での懸念や不安の声はないが、来年度はダブルハルカヌー導入に伴い利用者の年齢に応じたきめ細かな指導が必要とされるため、今後も引き続き研修を重ねていただきたい。

## 平成 28 年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会 評価結果

## &lt;静岡県立朝霧野外活動センター：日本キャンプ協会グループ&gt;

## ◇ 9段階評価ポイント

評 価 項 目		評価ポイント		
		28年度	27年度	26年度
評価の総括		A	A	A
項 目 別 評 価	①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A	A	A-
	②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A	A	A
	③青少年の健全な育成を図る事業の運営	A	A	A
	④学校利用への適切な対応	A	A	A
	⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A+	A	A

(参考) 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	ABC に対し、必要に応じて+の付加記号を付ける。
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	

## ◇ 評価の総括 【9段階評価 A+ A A- B+ B B- C+ C C-】

- ・利用者からは全般的に高い評価を得ており、特に職員の対応についての満足度は100%近いことから、施設職員に利用者第一の姿勢が浸透しており、施設の管理・運営が利用者から信頼されていると捉えることができる。
- ・社会教育施設としての使命を原点に「人づくり」の視点からの活動や事業が充実しており、それを実現するノウハウや専門的スキルも兼ね備えている。
- ・十分に満足できる管理・運営ができていますが、今後も新規プログラムの提供、新しい展開を示すことなどにより、名実共に静岡県を代表する野外活動施設となることを期待する。
- ・財務関係については、平成27年度に体育館、スケートリンクのLED化工事を行ったため、施設管理費の修繕料が前年比大幅増となり、収支差が前年比で減となっている。この工事により、来年以降燃料費等の経費削減、収支の改善が見込まれ、安定した運営が期待できる。

## ◇ 要望項目

1. これまでの運営によりヒヤリハット事例が集積されてきているので、今後は利用者に対し、それらの情報をさらに積極的に提供して指導の徹底を図ると共に、利用者自身の「安全」に対する意識を高めていくことを期待したい。
2. 食堂運営に関し、アレルギー対応は過去の対応事例で蓄積されたデータを活用して、一步進んだ対応の研究も行ってほしい。
3. キャンプ場の樹木を計画的に伐採・剪定したり、通路両側の草を刈り込んだりするなど、キャンプ場をさらに快適に利用できるよう、今後も整備を進めていただきたい。



## ◇ 項目別評価

## ①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理 [ 9段階評価 A ]

- ・指定管理者モニター調査では、施設・設備の使いやすさの項目で、本館棟では昨年度よりさらに評価が高まっており、全体でも高い評価が得られている。
- ・キャンプ場エリアでは、テントの使いやすさについて、老朽化等に伴い連続して評価が下がっていたが、今年度は評価が回復している。屋外エリアの草刈や樹木の剪定についても評価が上がっており、こまめな修繕やメンテナンスが行われている点は評価できる。
- ・施設の老朽化、トイレの洋式化並びにキャンプ場テントの更新の対応など、県とも協議をしながら今後もよりきめ細かな対応を続けていきたい。

## ②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営 [ 9段階評価 A ]

- ・施設職員個々の資質や能力が高く、安定した運営がなされており、高い評価が得られている。一団体系一担当者の形式で事前打合せ等を念入りに行うことや、利用者に対して安全に関する指導助言を積極的に行うことにより、安心・安全な活動となるよう最大限の努力をしていることもうかがえる。
- ・広報・情報提供活動も多岐にわたり、施設の周知と利用の拡大にも努めている。また、地域懇談会を開催したり、所員が地域の行事に参加したり、地域の特色を生かした活動を取り入れたりすることにより、地域との連携を継続して図っていることは評価できる。
- ・利用者との連絡を密に行うなど、食事でのアレルギー対応には細心の注意が払われている。

## ③青少年の健全な育成を図る事業の運営 [ 9段階評価 A ]

- ・雄大な自然環境を生かした野外活動を中心とした事業・活動内容は多岐にわたり、子どもから一般、ファミリーまで幅広い年齢層を対象としており、利用者からの評価も高い。
- ・様々な団体との連携・協力体制が確立していることにより、利用者の体験の幅を広げると共に、様々な人とのかかわりによって次世代のスタッフや運営に携われる人材の育成を行うことができている。これによって青少年の健全な育成に寄与すると共に、安全・安心に加え「快適」な事業運営に繋がっていると思われる。

## ④学校利用への適切な対応 [ 9段階評価 A ]

- ・効果的な活動内容、施設や活動エリア利用の留意事項、配慮が必要な子どもの情報共有等、細部にわたる事前打合せ体制の確立により、適切な指導・助言がされている。職員の説明・対応についても評価が高い。
- ・豊富な活動内容と適切な指導・助言により、学校の研修目的に応じた様々な活動内容が提供できる。また、雨天代替プログラムの充実や天候急変における対応においても利用団体の満足度は高い。
- ・ヒヤリハット事例の蓄積が、より安全で安心な野外活動の実践へとつながっている。教員の資質向上のためにも、陥りやすい事例への注意喚起と啓発、情報提供を徹底していただきたい。

## ⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開 [ 9段階評価 A+ ]

- ・青少年教育施設として十分に満足できる活動が提供されており、利用者からも「野外活動専門家」として十分な信頼が寄せられている。また、施設職員の青少年健全育成への思いや使命感が強く、利用団体からの期待にも十分に答えている。
- ・施設職員は現状に甘んじることなく、謙虚に振り返り、地域との融合を一方では大切にしながら、一步一步前進している感があり、青少年教育施設としての価値が高い。

参考資料

(施設概要)

	三ヶ日青年の家	朝霧野外活動センター
定員	本館棟 150 人 バンガロー50 人	本館棟 200 人 キャンプ場 400 人
利用状況	㊦ 38,046 人 ㊧ 30,910 人 ㊨ 23,505 人 ㊩ 24,521 人 ㊪ 23,869 人	㊦ 75,149 人 ㊧ 73,663 人 ㊨ 74,659 人 ㊩ 73,559 人 ㊪ 63,249 人
指定管理者	三ヶ日フィールドパートナーズ ※グループ構成 (株)ヤタロー(代表) (株)東急コミュニティー (有)シップマン	日本キャンプ協会グループ ※グループ構成 (公社)日本キャンプ協会(代表) (公社)静岡県キャンプ協会 (特非)静岡県キャンプカウンセラー協会 (特非)子どもの体験活動サポートセンター
指定管理料	115,098 千円/年	117,000 千円/年
工事履歴等 ※300 千円以下は指定管理者が負担	火災受信機等更新工事 3,068 千円 ダブルハルカヌー新規製造(2 艇) 8,000 千円	本館棟消防設備復旧工事 1,556 千円 合併処理浄化槽他改修工事 1,722 千円
洋式トイレ率	24.1% (洋式 19/総数 79)	36.6% (洋式 52/総数 142)

(指定管理期間)

年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29～
朝霧	期	第1期(3年間)			第2期(5年間)				第3期(5年間)			
	指定管理者	日本キャンプ協会グループ										
三ヶ日	期				第1期(3年間+1年間)				第2期(3年間)		第3期(5年間)	
	指定管理者				(株)小学館集英社プロダクション				三ヶ日フィールドパートナーズ			

(件 名)

日中青年代表交流（静岡県・浙江省友好提携 35 周年記念事業）

（社会教育課）

1 趣 旨

平成 29 年度の静岡県・浙江省友好提携 35 周年を記念し、これまで日中青年代表交流において交流を図ってきた両県省の青年が参加する記念事業を実施する。

過去 6 年間で培ってきた交流の成果、両県省の青年の成長とその後の活動状況を相互に確認し、今後の更なる交流の継続を図るとともに、県内民間企業・団体、教育現場における日中交流の拡大・深化につなげる。

2 内 容

- (1) 「日中交流架け橋プラン」報告会・交流会  
交流参加時に作成した、交流を継続し発展させるための計画「日中交流架け橋プラン」の取組状況を代表者が報告
- (2) 日中青年意見交換会  
両県省の青年がグループに分かれ、子育て、教育、働き方などをテーマに意見交換
- (3) 県内視察研修  
静岡県側の歴代参加者が企画し県内を案内するアテンドツアーと、参加者の所属先である鈴与(株)、清水港の視察研修
- (4) Vリーグブレス浜松との交流  
アテネオリンピックバレーボールの金メダリストである周蘇紅・浙江青年友好代表団団長と、地元Vリーグチーム・ブレス浜松との交流
- (5) 青少年教育施設研修  
三ヶ日青年の家での宿泊研修、海洋体験活動

3 参加者

- (1) 来静 静岡県側歴代参加青年等 30 人程度、中国浙江省青年 27 人（うち役員 3 人）  
県内日中交流関係者、青年派遣元関係者 等
- (2) 訪中 静岡県側歴代参加青年 20 人程度、中国浙江省青年 30 人程度

4 スケジュール（予定）

- (1) 来静 4 月 4 日（火）～7 日（金）3 泊 4 日

	4月4日（火）	4月5日（水）	4月6日（木）	4月7日（金）
午前	上海浦東空港発	三ヶ日青年の家 海洋体験活動 (ダブルハルカヌー)	日中青年意見交換会	東京都へ出発
午後	中部国際空港着 青少年教育施設研修	県内視察研修 (鈴与(株)、清水港) 【県省全体】記念式典	県内視察研修 (浜松市内、静岡県側歴代参加者がアテンド)	\
夜	Vリーグ浜松との交流	【県省全体】交流会	「日中交流架け橋プラン」報告会・交流会	
宿泊	三ヶ日青年の家	静岡市内	静岡市内	

- (2) 訪中 11 月 13 日（月）～17 日（金）の間の 3 泊 4 日で調整中

	1日目	2日目	3日目	4日目
午前	\	(2 日間で調整) ・ 県省全体記念式典、歓迎宴等への出席 ・ 青年交流独自のイベント (例) パートナーとの再会 交流事後報告会 企業・学校・展示商談会等視察 20 周年時に記念植樹した樹木への施肥 等		上海浦東国際空港発
午後				静岡空港発 上海浦東国際空港着 →杭州市内へ
宿泊	杭州市内	杭州市内	杭州市内	\

(件名)

静岡県いじめ問題対策連絡協議会・静岡県いじめ問題対策本部概要

(高校教育課)

1 「いじめ防止対策推進法」に基づく附属機関

名 称	静岡県いじめ問題対策連絡協議会	静岡県いじめ問題対策本部
根拠規定	法第 14 条第 1 項	法第 14 条第 3 項
所掌事務	いじめの防止等に関する事項について調査審議し、これらの事項に関して、関係機関間の情報交換、連携の推進、方針や具体策等について協議する。	いじめ防止のための方策及び具体的な事案について調査、研究を行う。
定 員	委員 20 人以内	委員 10 人以内
委員構成	学校、県・市町教育委員会、児童相談所、地方法務局、私立学校主管部局、警察、弁護士、心理・福祉の専門家、学識経験者等	弁護士、精神科医、心理・福祉の専門家等
任 期	2 年	2 年
回 数	年 1 回程度(定期)、随時	年 1 回程度(定期)、随時

2 会議の概要

上記 2 つの会議については、臨時の場合を除き、定例として年 1 回、前年度のいじめの実績が公表された段階で行うこととしている。

(1) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

ア 日 時 平成 28 年 11 月 17 日 (木) 午後 1 時 30 分～ 3 時

イ 場 所 静岡高校同窓会館大会議室

ウ 参加委員 16 人 (欠席 3 人)

ウ 報 告

(ア) 公立小・中・高・特別支援学校及び私立学校におけるいじめ問題等の実態といじめ防止等の取組の現状

(イ) 他県における最新のいじめ事例の紹介

エ 協 議

(ア) いじめ・悩みごと相談マップ

・関係機関との連携の成果として、それぞれの機関等が運営する相談体制をとりまとめ、児童生徒用のポスター及び教職員用の冊子案について協議した。ポスターと冊子は、3 月中に県内の全学校に配布する。

(イ) いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ(文部科学省通知)

・通知内容について協議を行い、それを反映して県立高校に通知を発出した。

・いじめの適切な認知のための取組の結果、実態をより正確に反映して、その認知件数が増えることは、肯定的に評価する旨、確認した。

(主な意見)

- ・いじめに関して、事件性が疑われるものは、スクールサポーターや警察への情報提供や相談をお願いしたい。(警察)
- ・いじめ防止基本方針の策定は、情報の共有や教員の抱え込み防止において、一定の効果があった。いじめ解消後も、継続して見守る必要性がある。予防策やアンケートも大事だが、何よりも日常生活の観察が重要である。(学校関係者)
- ・親に相談しない子どもは多く、外部相談のポスターで周知すべきである。教職員の多忙化解消がいじめ防止につながると考える。(保護者代表)
- ・教員の感性を磨いていくことが大事である。問題の無い学校が良い学校ではない。(市教育長)

(2) 静岡県いじめ問題対策本部

ア 日 時 平成29年 2月13日 (月) 午前10時～11時30分

イ 場 所 県庁7階教育委員会議室

ウ 参加委員 4人 (欠席2人)

エ 報 告

(ア) 公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめ問題等の実態といじめ防止等の取組の現状

(イ) 他県におけるいじめ事例

(主な意見)

- ・第三者委員会の設置や再調査につながるのは、遺族側への初期対応のまずさから生じる場合が多く、関係者と最初から対面して話し合うことが大事。いじめはいつでも起こりうると考えて対応すべきである。(スクールカウンセラー)
- ・青森の事例等は、教員の安全配慮義務違反として罪に問われることも想定される。いじめの事例は様々であるので、第三者委員会の委員の構成で議論の内容は異なる可能性がある。(大学教授)
- ・高校の生徒指導の在り方は、その発達段階、社会性が高まる段階を鑑み、容姿などの生活指導中心に行われることが多かったと考えるが、高校生への内的な指導が必要であるように変化していることを学校は認識すべきである。(大学教授)

エ 協 議

いじめ・悩みごと相談マップ

(主な意見)

- ・新しい施策を次々に出されるが、本来は児童生徒が、担任の先生に打ち明けることができる環境を作っておくことが大切であろう。(スクールソーシャルワーカー)
- ・子どもが相談を受けた場合に匿名であったり、情報共有を拒否した場合、情報共有は可能なのか、十分に検討しておく必要がある。(スクールソーシャルワーカー)